

害虫駆除費補助金交付要綱

(総則)

第1条 生活環境に著しく悪影響を及ぼし、人体に直接危害を加え、健康状態を妨げる虫（以下「害虫」という。）の駆除に要した費用の補助については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象)

第2条 害虫駆除に要した費用の補助金を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内の土地・家屋等の所有者又は管理者等のうち、市長が必要があると認める者で、市長が指定した害虫駆除専門業者により害虫を駆除したものとする。

(害虫の種類)

第3条 害虫の種類は、スズメバチ科のスズメバチ亜科に属するスズメバチ類とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、害虫駆除に要した費用として市長が認める額の2分の1以内とする。ただし、規則第4条に規定する申請書を提出した日の属する年度分（当該日が属する月が4月又は5月の場合は前年度分）の市民税が非課税の世帯にあつては、害虫駆除に要した費用として市長が認める額の全額を補助するものとする。

(実績報告)

第5条 対象者は、規則第10条に規定する実績報告書に領収書の写し又は害虫駆除完了したことを証明する書類を添えて提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。